

「大牟田市学童保育所及び学童クラブ運営業務委託」に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の名称

大牟田市平原学童クラブ運営業務

2. 業務の目的

本業務は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後、土曜日及び学校の長期休業期間中に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の発達段階を踏まえながらその健全な育成を図るとともに、仕事と子育ての両立支援を図ることを目的とする。

この要領は、本業務に最も適した運営事業者を公平性・透明性・競争性を確保した公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

なお、今年度でビクトリー・ライフE株式会社による5年間の業務委託期間が満了するため、運営事業者を公募するもの。

3. 業務の概要

① 業務実施場所の概要、運営期間

施設名	平原学童クラブ
開設年月日	平成22年4月1日
運営形態	業務委託
所在地(設置場所)	大牟田市平原町333番地 (平原小学校体育館内ミーティングルーム)
支援単位	1支援単位
定員	40人
運営期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日

② 業務内容

大牟田市平原学童クラブ運営業務委託仕様書(別紙1)のとおり。

4. 契約期間

契約期間 : 契約締結日から令和13年3月31日まで

準備期間 : 契約締結日から令和8年3月31日まで

業務履行期間 : 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

準備期間は、業務に従事する者の確保や関係機関等との調整、施設・備品等の確認、前運営者からの引継ぎ等を行うものとする。なお、当該準備期間に発生す

る経費は受託者の負担とする。

#### 5. プロポーザル提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

「91,695,000円」

令和8年度 : 18,339,000円

令和9年度 : 18,339,000円

令和10年度 : 18,339,000円

令和11年度 : 18,339,000円

令和12年度 : 18,339,000円

※本事業に係る消費税及び地方消費税は、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項に該当するため、非課税として取り扱う。

※提案上限額の積算方法は「学童保育所・学童クラブ運営委託料提案上限額(別紙2)」のとおり。

※実際の委託料は放課後児童支援員、補助員、代替職員、障害児対応職員の賃金及び利用人数により変動する。

※提案者は利用人数40名を想定し、上記の上限額の範囲内で提案すること。

※提案者は放課後児童支援員、補助員、代替職員、障害児対応職員の配置状況に応じて「学童保育所・学童クラブ運営委託料提案上限額(別紙2)」の①人件費中の加算額をそれぞれ算出し、積算すること。

※令和8年度大牟田市一般会計予算が議決されなかった場合は、本件の手続きについて停止等を行うことがある。

※契約期間中に国・県の補助基準額が変更された場合は、その変更に関連して委託料を変更することがある。

#### 6. プロポーザルの方式

プロポーザルの方式は公募型とする。

#### 7. 参加資格要件

次の要件を満たす法人その他の団体(以下、「法人等」という。)であること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本市の一般競争入札に参加することができない者でないこと。
- ② 大牟田市指名停止等措置要綱(平成8年3月1日施行)の定めるところにより、本市から指名競争入札に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- ③ 市税、県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)等に基づく再生、更生等の手続開始の申立てを行っている者(当該再

- 生、更生等の手続開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。
- ⑤ 次のいずれかに該当する法人等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に掲げる者を除く。）でないこと。
- ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している法人等。
- イ 暴力団員が実質的に運営している法人等。
- ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している法人等。
- エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している法人等。
- オ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している法人等。
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している法人等。
- ⑥ 法人等（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人その他の公益を目的とする事業を行う法人等と市長が認めるものを除く。）の役員及び構成員に、市長、副市長、教育長、企業管理者、市議会議員、地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員又は監査委員が含まれていないこと。
- ⑦ 本市と現在係争中の法人等でないこと。
- ⑧ 本市に主たる事務所又は事業所があること。
- ⑨ 平成28年度以降、次のいずれかの事業を自ら又は地方公共団体からの委託を受けて（指定管理者の指定を含む。）5年以上実施した実績を有すること。
- ア 児童福祉法第6条の3第2項に規定する事業（放課後児童健全育成事業）
- イ 児童福祉法第39条第1項に規定する施設（保育所の運営）
- ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する施設（幼稚園の運営）
- エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する施設（認定こども園の運営）
- オ 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する事業（放課後等デイサービスの運営）
- カ その他児童の教育・保育に関する事業として市長が適当と認めるもの

## 8. 参加表明手続き

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下により参加表明手続きを行う。  
なお、提出書類の不備、参加資格が確認できないものについては、参加表明書を受理しない。

### (1) 提出書類 各1部

- ① 参加表明書（様式第2号）
- ② 業務経歴書（様式第3号）
- ③ 定款又は寄付行為の写し

（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

- ④申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書又は業務の内容を明らかにする書類
- ⑤納税証明書
  - ア 法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書
  - イ 福岡県の県税について滞納がないことの証明書
  - ウ 大牟田市の市税について滞納がないことの証明書

### ⑥申立書

民事再生法、会社更生法等に基づく再生・更生の手続開始の申立てを行っていない旨の申立書（様式任意）

- ⑦誓約書（様式第4号）
- ⑧役員等名簿及び照会承諾書（様式第5号）

※参加表明書の提出時点では、「7. 参加資格要件」は提案者自身の責任において確認すること。なお、参加資格要件を満たさない場合は失格となる。

### (2) 提出期限

令和7年10月22日（水） 17時必着

※土曜日・日曜日・祝日を除く

### (3) 提出方法

提出書類一式を以下の提出先に持参

※郵送、FAX、電子メールでの提出は受け付けない。

### (4) 提出先

〒836-0843

大牟田市保健福祉部子ども未来室子ども育成課

（大牟田市保健センター1階）

大牟田市不知火町1丁目5番地1

電話番号：0944-85-6102

### (5) 参加表明書の受理

参加表明手続きを行った者に対し、令和7年10月23日（木）までに、参加

表明書の受理又は受理しなかった旨を参加資格確認結果通知書（様式第6号）により通知し、参加表明手続きは完了とする。

なお、通知は電子メールにて行う。（電子メールが届いた旨、返信すること。電子メールが届かない場合は、翌日以降、問い合わせること。）

(6) 参加表明書受理後の辞退

参加表明書が受理された後に本プロポーザルを辞退する場合は、参加辞退届出書（様式第7号）を提出すること。

9. 事業提案書の提出

参加表明手続きが完了した者は、以下により事業提案書の書類を提出する。なお、提出書類が不備なものについては受理しない。

(1) 提出書類

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| ①事業提案書類届出書（様式第9号） | 1部        |
| ②事業計画書（様式第10号）    | 正本1部、副本5部 |
| ③収支予算書（様式第11号）    | 正本1部、副本5部 |

(2) 事業提案書の書式等

用紙サイズはA4版（縦、横、いずれも可。）とする。

なお、提案者の名称は、正本1部の表紙にのみ記載すること。

その他事業提案書、見積書の副本には、会社ロゴ等を含み、提案者の名称が分かるものは一切記載してはならない。

(3) 提出期限

令和7年11月12日（水） 17時必着

(4) 提出方法

提出書類一式を以下の提出先に持参すること。

※郵送、FAX、電子メールでの提出は受付けない。

(5) 提出先

〒836-0843

大牟田市保健福祉部子ども未来室子ども育成課

（大牟田市保健センター1階）

大牟田市不知火町1丁目5番地1

電話番号：0944-85-6102

(6) 提出書類の受理の通知

事業提案書の受理については、プレゼンテーションの案内とともに令和7年11月14日（金）までに通知する。また受理しなかったものについては、その旨通知する。いずれも電子メールにて通知する。（電子メールが届いた旨、返信すること。電子メールが届かない場合は、翌日以降、問い合わせること。）

## 10. プレゼンテーションの実施

提案者が事業提案書の内容を補足し、提案内容等の質疑を行うためにプレゼンテーションを実施する。

### (1) 日時

11月19日（水）に実施する予定。

### (2) 時間配分

プレゼンテーションは質疑応答を含め、1提案者につき20分以内とする。

〈想定スケジュール〉

- ・事業提案書に係るプレゼンテーション 10分以内
- ・質疑応答 10分以内

### (3) 内容

事前に提出された事業提案書に沿ってプレゼンテーションすること。

### (4) その他

詳細については、プレゼンテーションの案内時に通知する。

また、必要な機器や費用等は、全て提案者が用意すること。なお、実施会場、電源、机、椅子、スクリーンは市で用意する。

## 11. 質問の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問の提出及び回答については、以下のとおり行う。なお、質問の提出書類については、参加表明手続きに関する質問は様式第1号、事業提案書に関する質問は様式第8号による。

### (1) 参加表明手続きに関する質問書（様式第1号）

令和7年10月14日（火）17時までを質問提出の締切とし、

令和7年10月17日（金）までに大牟田市公式ホームページにて回答する。

### (2) 事業提案書に関する質問書（様式第8号）

令和7年10月29日（水）17時までを質問提出の締切とし、

令和7年11月5日（水）までに大牟田市公式ホームページにて回答する。

### (3) 質問の提出方法及び回答

質問は、電子メールに限る。また、件名を「【学童】公募に関する質問（提出者名）」とすること。

※提出した事業者は、メール送信後、子ども育成課に電話で到着を確認すること。

## 12. 欠格事項

本プロポーザルの全ての手続きにおいて、以下に該当することが認められた提案者は失格とする。

- (1) 提出書類等に虚偽の記載を行った場合
- (2) 本業務に携わる本市の職員、審査員及び守秘を課せられた業者等に公平性、公正性を損なう接触を行った場合
- (3) 提案者の中で、談合又は他の提案者の提案の妨げとなる行為等の不正を行った場合
- (4) 本プロポーザルに関連する法律、条例、規則等に反する行為、その他不誠実な行為が認められた場合

### 1.3. 審査方法及び評価項目

- (1) 本プロポーザルの審査は、「大牟田市学童保育所及び学童クラブ運營業務委託」プロポーザル審査会（審査員5名）により行う。
- (2) 審査は、提案者の提案（事業提案書及びプレゼンテーション）について行う。
- (3) 評価項目及び配点については下表のとおりとする。

審査項目	評価項目	内容	配点
児童の健全育成に関する基本的な考え方	学童保育所・学童クラブの運営方針	放課後児童健全育成事業として適切な運営理念を持っているか	15
	特別な支援を要する児童の保育のあり方	障害児（身体・知的・精神・発達障害）及び診断はついていないが発達に特性のある児童等の特別な支援を要する児童の受入れや療育機関との関わりなど、支援の考え方や実施方法は具体的かつ適切か	10
運営に関する基本的な考え方	職員配置（職員数、勤務体制）、処遇、勤務条件等の考え方	・職員の配置人数は適正か ・常時2名（最低配置基準どおりの配置）または常時3名（障害児等の配慮すべき児童の受入れを想定した配置）または常時4名以上（障害児等の配慮すべき児童の複数受入れを想定した配置）の職員体制が想定されているか	5
		職員の適切な賃金水準は確保されているか	5
		職員の定着や労働環境の改善（職員が働きやすい環境づくり）について具体的な取組はあるか	5

	人材育成、研修体制の考え方	・職員の人材育成、研修体制は十分か ・研修等の具体的な計画があるか	5
	サービスの向上を図るための具体的手法	・利用児童、保護者からの意見や要望等の把握、またそれらに対応するための方針や体制等について手法があるか ・学童保育のサービス向上に向けた取組について具体的な手法があるか	10
	食育についての考え方	おやつ提供について、発育に合わせた内容や栄養バランス、手作りの取組、バリエーションの工夫など、考え方があるか	5
	個人情報の保護と管理	個人情報の適切な取扱いに関する取組について具体的な対策があるか	5
	年間活動計画	年間の行事等の活動予定が計画的に立てられているか	5
安全と衛生の確保	安全確保対策	安全対策について、不審者対策や避難訓練の計画、緊急時の対応体制(マニュアルの整備等)、アレルギー対応や誤飲・誤食防止、食中毒予防など、具体的な取組はあるか	10
	衛生面の対策	感染症対策を含む衛生管理の具体的な対策はあるか	5
関係機関等との連携	学校との連携	学校との情報共有や意見交換等の連携に関することについて具体的な取組はあるか	5
	家庭との連携	保護者とのコミュニケーションや信頼関係を築くための取組がなされているか	5
	当該地域との交流の考え方	地域のボランティアや高齢者、中・高校生等の関わりについて具体的な取組はあるか	5
合計			100

- ① 提案者ごとに、各評価項目について、審査員の評点の最高点及び最低点を除外した合計を算出し、全ての項目の合計を算出する。100点を満点とするために、全ての項目の合計を3で除し、小数点第1位以下を四捨五入とする。この算出結果を提案者の得点とし、順位付けを行う。
- ② 各評価項目につき、最高点が2人以上の同点となる場合は、1人分のみを除外する。最低点についても同様とする。
- ③ 本プロポーザルの審査における最低基準点は60点とし、「①」により算出した評価点が、これを下回る者は交渉権者とはなれない。
- ④ 複数の提案者の得点が同点（最高点）の場合、審査項目「児童の健全育成に関する基本的な考え方」、「運営に関する基本的な考え方」、「安全と衛生の確保」の順で各項目の評価点の小計が高い者から順位付けを行う。
- ⑤ 本プロポーザルにおいては、提案者が1者のみの場合も審査を行う。
- ⑥ 審査は提案者の名称を伏せて行う。提案者を特定できるような事業提案書の作成及びプレゼンテーション時の発言に留意すること。なお、故意の場合を除き、罰則については設けない。

#### 14. 審査結果の通知及び公表

審査結果については、令和7年11月25日（火）に提案者に評点と順位を「プロポーザル審査結果通知書（様式第12号）」により電子メールで通知するとともに、本市のホームページに掲載する。

#### 15. 契約候補者の決定方法

- (1) 審査結果により、最優先交渉権者及び第2順位交渉権者を決定し、最優先交渉権者と業務の内容（業務仕様書、契約書、契約に必要な図書類）を「最優先交渉権者協議要領（別紙3）」に基づき協議する。（※）
  - (2) 協議期間は概ね2か月とし、協議が合意に達した場合は、最優先交渉権者を契約候補者とし、契約手続きに移行する。
  - (3) 協議が合意に達しない場合は、第2順位交渉権者を最優先交渉権者とし、同様の協議及び手続きを行う。
  - (4) 第2順位交渉権者との協議が合意に達しない場合は、本プロポーザルでの契約候補者は決定しない。
- ※ 本プロポーザルは、提案者の順位を決定するためのものであり、提案の採用を決めるものではない。業務内容等は交渉により決定する。

## 16. 全体の日程

令和7年10月 3日 (金)	公表
令和7年10月14日 (火) 17時	参加表明に関する質問書提出期限
令和7年10月17日 (金)	参加表明に関する質問書に対する回答 (大牟田市公式ホームページ)
令和7年10月22日 (水) 17時	参加表明締切
令和7年10月23日 (木)	参加表明受理通知
令和7年10月23日 (木) ~ 令和7年10月29日 (水) 17時	事業提案書に関する質問書提出期限
令和7年11月 5日 (水)	事業提案書に関する質問書に対する回答 (大牟田市公式ホームページ)
令和7年11月12日 (水) 17時	事業提案書提出締切
令和7年11月14日 (金)	事業提案書受理通知及びプレゼンテーション案内
令和7年11月19日 (水)	プレゼンテーション
令和7年11月25日 (火)	審査結果発表 (大牟田市公式ホームページ) 及び審査結果通知書発送

## 17. その他

- ・本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- ・参加者は、参加表明書の提出をもって、本要領の記載内容及び条件を承諾したものとします。
- ・提出された書類は、必要に応じて複写する。(使用は市役所内及び本プロポーザルでの検討に限る。)
- ・提出された資料については返却しない。なお、本プロポーザル以外の目的以外には使用しない。
- ・事業提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- ・参加者に対する説明会等は実施しない。

### 【問合せ先及び資料等の提出先】

大牟田市保健福祉部子ども未来室子ども育成課  
 地域子ども支援担当 担当：伊東 前原  
 〒836-0843 大牟田市不知火町1丁目5番地1  
 (大牟田市保健センター1階)  
 電話番号 0944-85-6102  
 電子メール e-kodomoikusei01@city.omuta.fukuoka.jp